令和４年２月２４日

共同募金助成申請に係る審査基準について

１　審査基準の趣旨

　　共同募金は「地域福祉の推進」を目的とする運動であり、地域の課題解決に向けた民間の福祉活動を支援する社会的役割を担っている。このため、各団体等から寄せられた助成申請に対する適正な審査を通して、限られた助成財源を活用し、より有効な地域福祉を推進するための助成ができるよう、審査基準を設ける。

２　事業別審査基準

　　車両購入、機関紙等印刷物の発行、福祉大会、講演会等の実施について、各事項別に審査基準を設ける。

（１）車両整備事業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 特別装備 | 概要 | 排気量(ｃｃ) | 上限額(千円) |
| 車輌１ | 助手席又はセカンドシートがリフトアップ式 | 助手席又はセカンドシートが車両の外側に回転し乗降者を支援 | ～660661～2,0002,001～ | 1,2001,5002,000 |
| 車輌2 | 車いす仕様スロープ式・リフト式 | 車輌に装備したスロープ又はリフトにより車いすのまま乗降可 | ～660661～2,0002,001～ | 1,5001,8002,300 |
| 車輌3 | 特別装備のない車両（ハイブリッド車、電気自動車等を含む）3,001cc以上の車両は、送迎用マイクロバス、貨物用小型トラックとする | ～660661～3,0003,001～ | 1,0001,5002,000 |

注）小型自動車・普通自動車のセダン型車両については助成対象としない。

【車両の更新（買い替え）要件】

(1)　排気量660cc以下　初度登録から10年が経過又は走行距離が10万キロ以上

(2)　排気量661cc以上　初度登録から13年が経過し、かつ走行距離が13万キロ以上

※　基準額は、車両本体価格、特別装備、助成表示経費を含むものとする。

※　助成率　３／４以内（７５％以内）

※　市町村社会福祉協議会に対する車両助成については、年次計画に基づく順次配分を基本とし、配分額は軽自動車１００万円以内、普通自動車１２０万円以内とする。

（２）機関紙等発行事業

　　　機関紙・広報誌等の発行事業は次の事項について詳細に確認し、公益性の高い情報発信がなされているか確認する。

　①　掲載する情報に工夫、改善がみられるか。

　②　配布方法に工夫があるか。会員以外への周知方法などは効果的になされているか。

　③　HP等他の手法を含めた、適切な情報発信に努めているか。

（３）大会・講演会等

　　　福祉大会、講演会、研修会等で毎年定期的に開催するものの基準は次のとおりとする。

　　①　講師等謝金に対する助成基準　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(単位：円)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 県　内 | 県　外 |
| ２時間以内 | １日 | ２時間以内 | １日 |
| 大学教授、医師、弁護士、公認会計士、民間企業役員等 | 20,000／h | 40,000 | 30,000／h | 60,000 |
| 大学准教授、専門学校講師等 | 15,000／h | 30,000 | 20,000／h | 40,000 |
| 社会福祉施設長またはこれに準ずる者 | 10,000／h | 20,000 | 15,000／h | 30,000 |
| 社会福祉施設職員またはこれに準ずる者 | 5,000／h | 10,000 | 10,000／h | 20,000 |
| 公務員またはこれに準ずる者 | 1,000／h | 5,000 | 10,000／h | 20,000 |
| 上記基準により難い場合 | 配分委員会で協議・決定する |

　　②　定例開催の大会・当番制の大会等への助成

　　　　定例的大会及びブロック大会等当番制のものについては、引き続き現行とおりとする。

　　　　全国大会クラス　　　　　20万円

　　　　関東ブロック大会クラス　10万円

３　その他留意事項

連年配分の制限

　　①　施設整備及び設備整備事業の連年配分について「１事業者が年度を続けて行う施設整備事業（設備整備事業）については、初年度及び２年度に行う事業に限って配分するものとし、３年度以降に行う事業については配分しない。」と定めているところであるが、同一事業者の２年目の助成については、配分率、配分限度額を次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 配分率 | 配分限度額 |
| 初年度 | ３／４以内 | 　　３００万円 |
| ２年度 | ３／４以内 | 　　２００万円 |

　②　施設整備及び設備整備については、5年間の間で2年間の助成を上限とする。

　③　車両助成については、同一団体等（１法人が複数の施設を所有している場合は施設ごとに）に対する車両助成は原則として３年以上の間を設けるものとする。

　　　　ただし、施設ごとの車両助成については、１法人につき5年の間に2回を限度とする。

　　　平成２９年２月１７日制定

令和　４年２月２４日改訂